

日本銀行金融研究所アーカイブにおいて歴史的公文を利用する場合の手続きおよび注意事項等

はじめに

この規程は、日本銀行金融研究所アーカイブ（以下「アーカイブ」といいます。）が保存する歴史的公文を利用される方（以下「利用者」といいます。）が、「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」（以下「利用等規則」といいます。）第3章に定める諸手続のほか、必要に応じて行うべき手続きおよび遵守すべき注意事項等を定めています。

1. 「歴史的公文利用決定等通知書」の提示

歴史的公文の利用のため、アーカイブに来館される場合は、利用者は、当該利用のために必要な「歴史的公文利用決定等通知書」を持参し、アーカイブに提示してください。

2. 利用証の交付等

今後とも継続してアーカイブの利用を希望する方については、利用手続き簡便化のために「歴史的公文利用証」（第1号書式例、以下「利用証」といいます。）を発行しますので、「歴史的公文利用証発行申込書」（第2号書式例）を、アーカイブにご提出ください。また「歴史的公文利用証発行申込書」の提出を郵送または電子情報処理組織（電子メール）により行う場合は、日本銀行金融研究所アーカイブ宛（〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1、imes.archives@boj.or.jp）にお送りください。

アーカイブでは、同申込書を受領した後、利用証を発行し、これを利用者へ交付しますので、次回以降は、利用証をアーカイブに提示してください。

利用証の交付を受けた利用者は、次回以降、「歴史的公文利用請求書」を提出する場合に、利用証に記載されている「利用証番号」を記入することで、「住所又は居所」欄および「連絡先」欄の記入を省略することができます。

なお、利用証の有効期間は、発行日から3年とします。

3. デジタルカメラ等により歴史的公文の撮影を行う場合の手続き

利用等規則第18条第2項に基づき、デジタルカメラ等による撮影を行う場合は、事前に「歴史的公文撮影申込書」（第3号書式例）をアーカイブに提出してください。

4. 歴史的公文の写し交付を希望する場合の手続き

歴史的公文を閲覧した後、当該歴史的公文の全部または一部の写しの交付を希望される場合は、あらためて「歴史的公文の利用の方法申出書」に、希望する写しの交付方法を記入のうえ、アーカイブに提出してください（アーカイブにおいて、必要となる手数

料等の金額を算出後、「歴史的公文写し交付手数料等請求書」(第4号書式例)を利用者に交付または郵送もしくは電子情報処理組織(電子メール)により送付します)。

5. アーカイブ職員の立会い等

歴史的公文の閲覧またはデジタルカメラ等による撮影(以下「閲覧等」といいます。)に際し、アーカイブが必要と認める場合は、次に掲げることを行うことができるものとします。

- (1) アーカイブ職員を立会わせる等の方法により、歴史的公文またはその写しの保全等のために必要な措置をとること
- (2) 利用のための場所を指定すること
- (3) 迷惑行為その他により事務の遂行に支障をきたし、または支障をきたすおそれがある者に対し、退去を命じ、または立入りを拒否すること
- (4) この規則もしくはその他の規則に違反し、または金融研究所長の指示に従わない者に対して、歴史的公文の利用を停止すること

6. 損害賠償責任等の注意事項

利用者は、その責に帰すべき事由により、施設、物品または歴史的公文を滅失、破損、または汚損した場合は、その損害を賠償するものとします。

また、利用者が、利用した歴史的公文に含まれる情報を使用した場合において、その責に帰すべき事由により、第三者の著作権その他の権利利益を侵害したときは、利用者が一切の責任を負い、アーカイブではその責任を負いませんので、ご注意ください。

7. 歴史的公文の閲覧等のあたっの遵守事項

歴史的公文の閲覧等にあたっては、上記1. から6. までに加え、次の事項を遵守してください。

(1) 入館・閲覧等にあって

- ・ 入館は、歴史的公文の閲覧等を目的とする場合に限り、それ以外の目的(睡眠・休憩等)での入館と認められる場合は退館していただきます。
- ・ 入館証は、目視確認しやすい所に常時着用してください。
- ・ 閲覧等に必要ない筆記用具・デジタルカメラ等以外の手荷物は、備え付けのロッカーに入れてください。
- ・ ノートパソコンの持込使用は可能です。操作音等が出ないようにご配慮ください。
- ・ 閲覧スペースへの喫煙物(タバコ、ライター等)および飲食物の持ち込みは厳禁です。
— 喫煙および飲食可能な場所については職員にお尋ねください。
- ・ 使用可能な筆記用具は鉛筆(またはシャープペンシル)のみです。ペン・万年筆等インクを使用する筆記用具は絶対に使用しないでください。
- ・ 閲覧スペースでの携帯電話のご使用はお断りします(撮影に使用する場合を除く)。

- ・ 閲覧スペースでの睡眠や長時間の休憩はお断りします。
- ・ 閲覧スペースを昼食・休憩等で長時間離席される場合は、アーカイブ職員にお知らせください。
- ・ 閲覧対象の歴史的公文以外を閲覧スペースで撮影しないでください。

(2) 歴史的公文の取扱いにあたって

- ・ 歴史的公文は細心の注意を払って、汚したり、破損したりしないように丁寧に取扱いしてください。
- ・ 歴史的公文を汚れた手で扱わないでください。また、指先を濡らして頁をめくったり、頁を折ったりしないでください。
- ・ 歴史的公文は手に持たず、机の上に置いて閲覧してください。また、肘や他の資料を乗せたりして、無理に広げないでください。押えが必要な場合は、備え付けのガラス文鎮をご使用ください。
- ・ 歴史的公文の保存上、綴じを外している歴史的公文があります。頁の順番には十分注意し、変更せずに閲覧してください。
 - 歴史的公文の取扱いにサポートが必要な場合は、アーカイブ職員にお知らせください。
- ・ 歴史的公文への書き込みや、上から直接筆記する等の行為は絶対に行わないでください。
- ・ 歴史的公文に、粘着物、クリップ等の金属具は使わないでください。目印が必要な場合は、備え付けの付箋をご使用ください。
- ・ 歴史的公文の原本については、コピー機等の使用は認められません。写しの交付を希望される場合は、4. の手続きに従ってください。また、持参したデジタルカメラ等による撮影にあたっては、フラッシュの使用は禁止します。
- ・ 万が一歴史的公文を破損または汚損してしまった場合は、直ちにアーカイブ職員にお知らせください。

以 上

第1号書式例

歴史的公文利用証

利用証番号

住所又は居所

フリガナ
お名前

有効期限 年 月 日

東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行金融研究所アーカイブ
電話(03)3279-1111(内線〇〇〇〇)

- ・ 閲覧の際には「歴史的公文利用決定等通知書」とともに本証を提示してください。
- ・ 本証は本人以外ご使用できません。
- ・ 本証は所期の目的を果たした場合、または有効期間が満了した場合にはすみやかに返却してください。
- ・ 閲覧等歴史的公文の利用にあたっては、日本銀行金融研究所アーカイブ職員の指示に従ってください。
- ・ 住所（連絡先）等が変わった場合は、速やかに日本銀行金融研究所アーカイブ宛に、ご連絡ください。

[利用のご案内]

- ・ 利用時間は、午前9時30分から午後5時までです。ただし、閲覧の申込みができる時間は、午前9時30分から午後4時30分までです。

第2号書式例

年 月 日

歴史的公文利用証発行申込書

日本銀行金融研究所長 殿

フリガナ お名前		住所又は 居所	〒 (電話等)
勤務先、 学校名等 (部署名・ 役職等)		勤務先 学校等 連絡先	〒 (電話) (Eメールアドレス)
(任意) 閲覧目的(調査事項または研究主題等)を差し支えない範囲でご記入ください。当アーカイブでの レファレンスサービスにおいて活用させていただきます。			

(日本銀行記入欄)

利用証番号		有効期限	年 月 日まで
押印欄			
備 考			

年 月 日

歴史的公文撮影申込書

日本銀行金融研究所長 殿

日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則第18条第2項に基づき、以下のとおり歴史的公文の撮影を申し込みます^(注1)。

(利用証をお持ちの場合)

利用証番号

お名前

(注2)

検索番号	歴史的公文の名称等

(注1) 撮影に当たっては、アーカイブ職員の指示に従ってください。

(注2) 本申込書が複数枚に亘る場合は、それらを同綴することで、2枚目以降の「お名前」の記入を省略することができます。

歴史的公文写し交付手数料等請求書

(利用請求者)

様

日本銀行金融研究所長

〇年〇月〇日付の「歴史的公文の利用の方法申出書」によりお申出のありました歴史的公文の写し交付について、下記のとおり写し交付手数料等を請求します。

記

1. 写し交付手数料等の金額※

円

※一旦、納付された写し交付手数料等の金額は、理由の如何を問わず返金されません。

2. 内訳

- | |
|---|
| (1) 写し交付手数料
(2) 郵送料 (写しの送付を希望された方のみ) |
|---|

3. お支払いの方法

以下のいずれかの方法によりお支払いください。

(1) 現金による支払い

日本銀行金融研究所アーカイブに直接お持ちください。

(2) 金融機関の口座への振り込みによる支払

<ゆうちょ銀行からの振替>

ゆうちょ銀行本店

振替口座番号：00110-3-441285

口座名義 日本銀行金融研究所

<ニッポンキョウ金庫ケイウジョ>

<ゆうちょ銀行以外からの振込>

ゆうちょ銀行

店名：〇一九

預金種目：当座

口座番号：0441285

口座名義 日本銀行金融研究所<ニッポンキョウ金庫ケイウジョ>

- ・ 振込手数料等は、利用者（振込人）の負担となります。
- ・ 振り込先金融機関が発行した「振込金受取書」（納付の事実を証明するもの）は、写しの交付が完了するまで保管してください。

4. お支払い期限

本請求書をお受け取りになられた日から〇日以内にお支払いください。

* 本件連絡（郵送）先

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行金融研究所アーカイブ

(担当者名)

電話：

F A X：

e-mail：